

令和4年7月14日

管内鉱山鉱業権者 殿

中部近畿産業保安監督部鉱山保安課
鉱害防止課

保安図の複本の提出について(お願い)

平素は鉱山保安行政に御協力いただき厚く御礼申し上げます。

各鉱山におかれましては、例年どおり、鉱山保安法第42条に基づき保安図(令和4年6月末日現在)の複本を令和4年8月末日までに提出していただくようお願いいたします。

なお、保安図の複本の作成・提出等に関しましては、下記の事項を遵守してください。

記

1. 保安図の作成時点及び提出期限

- (1) 保安図の作成時点 令和4年6月末日
- (2) 保安図の複本の提出期限 令和4年8月末日

2. 保安図作成に際して遵守する事項

- (1) 鉱山保安法施行規則第47条第2項で定める事項を記載すること。
- (2) 鉱業実施区域の範囲(鉱業用地)を明示すること。
- (3) 排水系統(流水方向、最終排水口(鉱山記号：EP)等)を明記すること。
- (4) 平面図の主要な箇所「標高」を記載すること。
- (5) 前回提出から採掘・埋戻した範囲を色分けすること。
- (6) 鉱区外表土除去範囲は、色分け等により明確にすること。
- (7) 鉱区線は明確にすること。(赤線)
- (8) 鉱山道路は明確にすること。(彩色する。)
- (9) 鉱山記号で定められていない施設等は必ず凡例に示すこと。

3. 例年よく見受けられる不備事項

- (1) 平面図と断面図との関係
 - ① 平面図と断面図の整合性がとれていない。(標高、ベンチ幅、傾斜等)
 - ② 断面図が採掘箇所を含んだ採掘場全体を表していない。(断面線が短い。)
 - ③ 複数の断面線がとられていない。(断面箇所が1箇所のみ。)
- (2) 鉱業実施区域の範囲(鉱業用地)が明示されていない。
- (3) 最終排水口(鉱山記号：EP)の記載がない。
- (4) 平面図の主要な箇所「標高」が記載されていない。
- (5) 燃料油貯蔵所(燃料タンク等)、燃料給油所、消火器等の記載がない。

○参考法令条文

鉱山保安法

第42条 鉱業権者は、経済産業省令の定めるところにより、鉱山に係る保安図を作成し、これを鉱業事務所に備え、かつ、その複本を産業保安監督部長に提出しなければならない。

鉱山保安法施行規則

第47条 鉱業権者は、法第42条の規定に基づき作成した保安図の複本を、毎年6月末日現在のもを毎年8月末日までに提出するものとする。ただし、既に提出した保安図の複本から変更がないときは、その旨を産業保安監督部長に申し出て、その提出を行わないことができる。

- 2 法第42条の規定に基づき、鉱山に係る保安図を作成するときは、次の各号の規によるものとする。
 - 1 施設の配置が適切に表示される縮尺とすること。
 - 2 記号は、日本産業規格M0101 鉱山記号で定める記号とし、同規格に該当する記号がない場合にあっては、簡潔かつ平易に事項を表示することができる記号とする。
 - 3 石炭鉱山及び金属鉱山等の露天掘採場並びに金属鉱山等の坑内においては、平面図のほか、さい面図を作成すること。
 - 4 石炭坑においては、必要があるときは、平面図のほか、さい面図*を作成すること。
 - 5 石炭坑においては、坑口、通気坑道、人道、運搬坑道その他の坑道、立坑、採炭作業場、掘進箇所、必要な掘採跡、必要な旧坑、鉱業廃棄物の埋立場、火薬類取扱所、扇風機の位置及び種類、通気方向、通気量（各分流のものを含む。）、気温、湿度、ガス含有率、通気戸、風橋、ガス誘導施設、散水施設、爆発伝播防止施設、排水ポンプ、巻揚機、自然発火箇所その他保安上必要な事項を記載すること。
 - 6 金属鉱山等の坑内においては、坑口、坑道、立坑、掘採作業場、掘進箇所、鉱業廃棄物の埋立場、火薬類取扱所、燃料油貯蔵所、燃料給油所、通気設備、排水設備、消火設備その他保安上必要な事項を記載すること。
 - 7 石油鉱山においては、坑井、ポンピングパワー、特定施設、受電設備、火薬類その他の危険物の貯蔵所、消火施設の位置その他保安上必要な事項を記載すること。
 - 8 石油坑においては、坑口、坑道、掘進箇所、掘採跡及び旧坑の位置並びに扇風機の位置及び種類、通気方向、通気量（各分流のものを含む。）、通気圧、通気戸、風橋、湿度、温度、ガス含有率その他保安上必要な事項を記載すること。
 - 9 海底下等を掘採する鉱山においては、海底下等から掘採箇所までの深度、地層の状況、断層の状況等その他保安上必要な事項を記載すること。
 - 10 石炭鉱山の坑外においては、露天掘採場、選炭場、捨石又は沈殿物の集積場、鉱業廃棄物の埋立場、火薬庫、火薬類取扱所、油脂類その他の危険物の貯蔵所、扇風機の位置及び種類、ガス誘導施設その他保安上必要な事項を記載すること。
 - 11 金属鉱山等の地下施設においては、第3号及び第6号に準じて記載すること。
 - 12 金属鉱山等の坑外においては、露天掘採場、製錬場、選鉱場、捨石、鉱さい又は沈殿物の集積場、鉱業廃棄物の埋立場、坑廃水処理施設及び排水口、火薬庫、火薬類取扱所、燃料油貯蔵所、燃料給油所、油脂類、毒物及び劇物その他の危険物の貯蔵所、消火設備その他保安上必要な事項を記載すること。
 - 13 核原料物質鉱山においては、管理区域及び周辺監視区域の範囲を記載すること。
 - 14 金属鉱山等においては、鉱山の周辺にある鉱業法第64条に規定する公共の用に供する施設及び建物を記載すること。
 - 15 前各号に掲げるもののほか、産業保安監督部長が保安上必要があると認めて指示した事項を記載すること。（前回提出から採掘・埋戻した範囲を色分けすること。等）

* さい面図とは断面図のことです。